住みたい、住み続けたいまちの実現をめざして

平成30年度における上牧町の取組状況について公表します。

上牧町まちづくり基本条例

平成26年4月1日に施行しました、「上牧町まちづくり基本条例」第37条の規定に基づき、平成30年度における取組状況及び評価を公表します。

Q まちづくり基本条例とは？

A 上牧町民の皆さまが安全に安心して暮らせるように、まちづくりの基本となる考え方、進め方のルールや仕組みを明らかにするものです。この条例が、町政における町民参画や協働のあり方など、上牧町におけるまりづくりの最高規範となります。

Q この条例で何が変わるの？

A この条例が制定されたことで、まちづくりの主体である「町民」、「議会」、「行政」の役割と責任が明確になり、町政に関する情報の共有や参画と協働のルールが設けられました。町として、上牧町民の皆さまの声をより一層、町政に反映させることに取り組み、町民の皆さまと町がお互い協力し合うことで、上牧町らしい、住みたい、住み続けたいまちの実現を目指しています。

Q どんなことが取り組まれているの？

A 行政としての役割、責務を果たすため、町民参画の機会の確保や情報共有など、町民の皆さまのまちづくりの権利を保障するための取り組みや職務専念や資質の向上、法令遵守、説明責任など、よりよいまちづくり、行政サービスを提供するため、日々の業務において様々な取り組みを行っており、各条項に基づく取組状況について毎年公表しています。

まちづくりの主役は、上牧町民の皆さまです！

上牧町民の皆さまを主役とするまちづくりを推進するために、この条例は9つの柱で構成されています。それぞれの柱により上牧町のまちづくりの舞台を支えています。

上牧町を支える9つの柱

1 総則

上牧町まちづくり基本条例が上牧町のまちづくりにおける最高規範として制定された目的、それぞれの定義を認識し、第3条に掲げる4つの基本原則に基づき、まちづくりを推進しています。

2 町民の権利と義務

町民のまちづくりに参画する権利と義務を定められています。その権利が行使され、協働のまちづくりを実現できるよう、参画機会の創出に努めるとともに、平成29年度に策定した総合計画においては町民の役割や責務についても示しています。

3 議会及び議員の役割と責務等

直接選挙により住民から負託を受けた議員で構成される議会は、町としての意思を審議、決定する議事機関として、主権者である住民に対する説明責任を果たすとともに、住民の声を政策に反映するよう努めました。

4 執行機関の役割と責務等

執行機関として、町長をはじめ町職員がその責務を自覚し、誠実かつ迅速な職務の執行に努めるとともに、公正で開かれた町政運営を行っています。

5 町政運営

町政運営における最上位計画となる総合計画を策定しました。総合計画を推進するにあたっては、財政状況を踏まえたうえでの進行管理を行い、説明責任に果たすとともに、いかなる状況でも組織として機能し、柔軟な対応力を持った組織編成に取り組んでいます。

6 情報の共有等

第3条の基本原則である情報共有を進めるため、情報の発信・公開・収集・保護・管理を適切に行い、協働のまちづくりの推進を図っています。

7 参画と協働

町民のまちづくり参画においては、町民の行う自主的かつ主体的な活動の尊重、参画機会の創出は一定推進されていますが、意思確認を行う仕組みは事例がないため、確立できていません。また、住民自治を充実強化させる仕組みとしてまちづくり協議会の設立に向けて、県内先進地にヒアリングを行いました。

8 広域連携等

地域課題の解決のため、町の範囲を超えて、近隣自治体や国、その他機関、民間事業者など多種多様な連携を図り、協力して取り組んでいます。

9 条例の見直し等

協働のまちづくりの進捗度合を共有するため、取組状況を定期的に公表するとともに、時代とともに変化する社会情勢や町を取り巻く環境に対応するため、見直しについて検討を行いました。

協働のまちづくりは情報の共有からはじまります！

協働のまちづくりで大切なのは、町民の皆さまと情報を共有すること。まず「知る」ことからはじまります。現在の状況や課題などを知らなければ、まちづくりについて話し合うことも、活動することもできません。取組状況で公表されている内容をご覧いただき、情報を共有しましょう。

例えば・・・

広報かんまきや各種パンフレットをご覧ください

上牧町では、「広報かんまき」をはじめ、上牧町の情報をお伝えする様々な冊子やパンフレットなどを発行し、役場の窓口や広報コーナーなどに設置しています。

ホームページやSNSをチェックしてください

上牧町では、町ホームページやFacebookページといったSNSを活用して、上牧町からのお知らせやイベント情報などについて紹介しています。

皆さまの声を町政に届けよう！

皆さまに「住み続けたい」と思っていただけるまちづくりを進めていくためには、町民の皆さま一人ひとりが積極的に参加し、町政に関わっていくことが必要になります。皆さまの意見を町政に反映させるため、様々な参画機会の確保に取り組んでいます。

例えば・・・

各種委員会への町民公募

上牧町では、あるテーマについて検討する審議会などを設置する際に、一般公募の町民を募集しています。広報、ホームページ等で募集していますので、関心のあるテーマがありましたら積極的にご応募ください。

パブリックコメントで意見を寄せる

上牧町では、町政に関する各種計画等の策定する際に、町民の皆さまのご意見を反映するため、パブリックコメントを実施しています。広報やホームページ等で募集していますので、身近な内容や関心のある計画等について、ご意見がありましたら積極的にご応募ください。

上牧町まちづくり基本条例　取組状況評価一覧

[達成度] **A**「概ね達成している」
B「取り組んではいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	平成30年度の取組内容［DO］	平成30年度の取組評価[CHECK]			今後の方針[ACTION]
（項目）条・項・号　主な内容	主な取組・事務等	取組の成果・課題		達成度	取組方針・改善策等
前文	検証対象外				
第1章　総則（第1条～第4条）					
第1条（目的）	検証対象外				
第2条（定義）	検証対象外				
第3条（基本原則）					
第1項第1号（情報共有の原則）	○上牧町ホームページの運営 ○広報かんまきの発行 ○インターネット中継による議会のライブ配信 ○財政状況や各種計画等の公表	**成果**	○広報かんまきや町ホームページを活用し、町民との情報共有が実現できました。 ○YOUTUBEによる議会及び各員会のライブ配信を行い、より開かれた議会運営を図りました。 ○財政状況や各種計画等の必要な情報を提供し、情報共有を図りました。	A	○双方向のコミュニケーションツールとして公式Facebookページの開設を予定しています。 ○広報かんまき、町ホームページ、議会のインターネット中継による情報共有は継続して実施していきます。
		課題	○通信手段の多様化への対応や双方向におけるコミュニケーションの実現が課題となっています。 ○議会への関心を高め、身近なものとして認識していただくための研究が必要であると考えます。		
第1項第2号（参画協働の原則）	○総合防災訓練の実施 ○地域防災計画の策定に係るパブリックコメントの実施 ○議会及び各委員会、議会報告会等の開催周知 ○ペガサスホールにおける催しに関するお知らせ	**成果**	○総合防災訓練では上牧第二小学校区において、住民約610名に避難訓練や体験学習に参加していただきました。 ○地域防災計画の策定にあたり、町民の声を内容に反映することができるよう、パブリックコメントの実施しました。 ○議会や各委員会、議会報告会の開催周知を迅速に行うことで、町民参加の推進を図りました。	A	○地域や関係機関と連携を図りながら、様々な取り組みにおいて、住民参画の機会を積極的に確保できるよう努めていきます。 ○総合防災訓練の実施にあたっては、より多くの町民に参加していただき、災害時における適正な避難所運営等を行うことにより地域防災力の強化をに努めていきます。
		課題	○若い世代や小中学校の児童・生徒たちが参加できる訓練の開催が必要であると考えます。		
第1項第3号 （職務誠実遂行並びに説明責任の原則）	○会議の公開・議事録の公表 ○パブリックコメントの回答公表 ○議会報告会等における結果報告	**成果**	○会議の公開、議事録の公表、パブリックコメントの回答の公表により、丁寧な説明に努めました。	A	○会議の公開・議事録の公表を徹底し、説明責任を果たしていきます。
第1項第4号（PDCAサイクル確立の原則）	○各種計画等の策定 ○上牧町第5次総合計画の検証及び中長期財政計画の見直しの実施 ○上牧町まち・ひと・しごと創生検証委員会による検証の実施	**成果**	○第5次総合計画（前期5カ年）の事業内容を網羅した中長期財政計画の見直しを実施しました。 ○総合計画及び総合戦略の進行管理にあたり、検証委員会（内部7回・外部5回）を実施し、次年度以降の取り組みの検討を通じてよりよいまちづくりの推進を図ることができました。	B	○効果的かつ効率的な行政運営につなげるため、よりよい計画策定、検証の実施に努めていきます。
		課題	○人口減少等による厳しい財政状況を考慮した財政運営が必要です。 ○検証にあたっては、それぞれが目的を認識し、目標達成や事業内容の改善につなげられるようにしていく必要があると考えます。		
第4条（最高規範性）					
第1項（最高規範）	○条例、規則等の制定・改廃及び運用	**成果**	○条例等の制定においては、上牧町まちづくり基本条例の趣旨を最大限尊重し、整合性を図りました。	B	○今後も関係法令と照合しながら、上牧町まちづくり基本条例を最高規範とした条例等の制定・改廃に努めていきます。 ○上牧町まちづくり基本条例に関する職員研修の実施により、理念に基づいた業務の実践につなげていきます。
		課題	○全ての職員が上牧町まちづくり基本条例の理念に基づいた業務に取り組むために、より理解を深める必要があります。		
第2項（基本的な体系化と制度の整備）	○上牧町第5次総合計画の検証	**成果**	○最上位計画である「総合計画」の検証にあたっては、各基本施策が適切に実施されているか、またその成果や課題はどうであるかについて、上牧町まちづくり基本条例の趣旨に照らして実施することができ、その結果について町ホームページで公表しました。	A	○総合計画については、基本施策に関連する全ての条例、規則等の点検も含め、適切に取り組んでいるか、検証を継続して実施していきます。 ○より多くのかたに関心を持っていただくために、検証の様子などをSNSに投稿するなど、新しい方向からの情報発信にも取り組んでいきます。
		課題	○検証結果については、より多くのかたと共有することで、協働によるまちづくりを推進していく必要があります。		

上牧町まちづくり基本条例　取組状況評価一覧

[達成度] **A**「概ね達成している」
B「取り組んではいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	平成30年度の取組内容［DO］	平成30年度の取組評価[CHECK]			今後の方針[ACTION]
（項目）条・項・号　主な内容	主な取組・事務等		取組の成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第2章　町民の権利と義務（第5条～第7条）					
第5条（まちづくり参画の権利）	○各種計画等の策定に係るパブリックコメントの実施 ○上牧町学校地域パートナー事業の実施 ○第2期子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査の実施 ○ボランティアとの協働によるペガサスホールの運営 ○転入者・転出者アンケート調査の実施 ○地域包括支援センター運営委員会委員の公募 ○上牧町バリアフリー基本構想推進協議会発足準備	**成果**	○各種計画等の策定にあたり、委員公募やアンケート調査、パブリックコメントの実施など、まちづくり参画の機会について積極的に確保できました。 ○学校支援ボランティア及び各学校園のコーディネーターを中心に取り組み、学校教育の充実と活性化を図りました。 ○ボランティアのかたと協働することにより、経費の削減や利用しやすいペガサスホールの運営につなげることができました。 ○転入者・転出者アンケートの実施により、これまで数字で捉えることができなかった傾向や実績を把握することができました。	B	○まちづくり参画の機会を確保するため、今後も継続して取り組んでいきます。 ○各学校・幼稚園が抱える様々な課題を吸い上げ、その課題解決のため、県及び他市町村の情報を収集し、研究協議を進めていきます。 ○今後も引き続き、町民参画による利用者目線でのペガサスホール運営に取り組んでいきます。 ○町民のニーズや不満、また評価されていたことを共有し、各課における取組の改善や効果的な行政運営につなげていきます。 ○パブリックコメントの募集期間や実施する時期を工夫するなど、参画意欲の喚起を図っていきます。
		課題	○パブリックコメントの件数は少なく、関心を高めていく工夫が必要です。 ○上牧町学校・地域パートナーシップから学校コミュニティスクール設置へ移行するための組織づくりや情報収集等が必要です。 ○アンケートで把握した内容をこれからの取組に生かしていくことが必要であると考えます。		
第6条（未成年のまちづくり参画の権利）	○子ども議会の開催 ○ペガサスフェスタによる未成年の出演 ○ジュニアリーダー研修事業	**成果**	○子ども議会を実施したことにより、町政や学校教育に関する様々な課題について、中学生自らが深く考察・調査しました。また、テーマを変えたことによりまちづくりに関する意見・質問が増え、自分たちもまちづくりに参画しているという意識の醸成が図ることができました。 ○ペガサスフェスタに町内保育所園児や小学生に出演していただき、地域の活性化を図りました。 ○ジュニアリーダー研修を通じて、青少年の健全な育成を図りました。	B	○未成年の町民が町政に参画でき、その声を反映できる機会の確保に努めていきます。
		課題	○子ども議会については、意見・質問を精査すると施設の設備や整備に関することに偏りがあります。 ○幅広い分野で未成年が参画できるよう、機会の創出を図ります。		
第7条（まちづくり参画における町民の責務）	○上牧町協働のまちづくり公募型補助金 ○滝川一斉清掃の実施	**成果**	○町民により組織される団体の公益的活動等の支援や団体育成のために活用していただきました。本補助金を交付することにより、協働のまちづくりの推進を図ることができました。（平成30年度5件採択）	B	○今後さらに広く町民に活用、参加していただくために、地域活動の担い手となる人材の掘り起こしや補助金活用団体の自立に向けた支援についても検討していきたいと考えていきます。
		課題	○活用されている地域住民に偏りがあるため、地域活動の担い手となる人材の掘り起こしや補助金活用団体の自立に向けた支援が必要であると考えます。		
第3章　議会の議員の役割と責務等（第8条～第10条）					
第8条（議会の役割と責務）					
第1項（議会の責務）	○全ての議会活動	**成果**	○町としての意思を審議及び決定する機関として、その責務を果たしています。	A	○継続して実施していきます。
第2項 （情報提供、会議の公開により住民と情報共有）	○議会だよりの発行 ○議会報告会の開催	**成果**	○年４回の定例会終了後に議会だよりを発行しています。 ○町民が議会活動に関心と理解を深められるよう、今年度は議員報告会を１回開催しました。	A	○議会報告会の今後において、より多くの住民に参加していただけるような内容や開催方法を研究しながら継続的に開催していきます。
第3項（説明責任）	○議会のインターネット発信等による情報発信	**成果**	○各会議のインターネット配信や町ホームページで各種報告を行い、議会からの情報発信を行っています。	A	○継続して実施していきます。
第4項（住民の声を政策に反映）	○議会での一般質問	**成果**	○議員報告会においては、住民との対話の場として、意見交換を行い、報告会で受けた住民の意見については一般質問において対応してきました。	A	○継続して実施していきます。
第5項（政策提案と立法活動）	○一般質問や委員会審議など	**成果**	○政策提案については、議会での一般質問や委員会審議などにおいて、各議員レベルで実施してきました。	A	○立法活動が必要な課題が予見された時に、十分に検討・議論を行い立法活動を行います。
第6項 （執行機関の町政運営を調査、監視し、結果を公表）	○一般質問や委員会審議など	**成果**	○町政運営に関する問題点や課題について改善を促すため、常に執行機関の運営状況を監視し、一般質問や委員会審議などにおいて指摘をしてきました。	A	○継続して実施していきます。

上牧町まちづくり基本条例　取組状況評価一覧

[達成度] **A**「概ね達成している」
B「取り組んではいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	平成30年度の取組内容［DO］	平成30年度の取組評価[CHECK]			今後の方針[ACTION]
（項目）条・項・号　主な内容	主な取組・事務等		取組の成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第9条（議会の権限）					
第1項（議会の権限）	○各委員会及び議会における理事者への説明要求	**成果**	○町民の代表として、議会や各委員会で議論をつくし理事者に説明を求めました。また、より理解を深めるために議員懇談会を利用する等、議会権限を効果的に行使しました。	A	○継続して実施していきます。
第2項（条例の改廃、決算の認定等）	○各委員会及び議会における理事者との議論	**成果**	○総合計画や決算認定、条例の制定・改正については各委員会で議論を尽くし、理事者側に説明を求めてきました。	A	○継続して実施していきます。
第10条（議員の役割と責務）					
第1項（議会の責務）	○全ての議員活動	**成果**	○住民全体の代表者であり公職者として、住民全体の福祉の向上と暮らしやすいまちづくりを目指して、誠実にその職務を遂行してきました。	A	○議員個人の考え方に多少の相違はあるが、全議員が公職者として自覚を持ち、誠実に職務を果たしていきます。
第2項（説明責任、政策提案）	○町民の声の傾聴	**成果**	○議会報告会においてアンケートを行う等、積極的に町民の声に傾け、その声を反映できるように政策提案を行い、その実現に努めてきました。	A	○継続して実施していきます。
第3項（行政活動の監視と点検、行政の改善促進）	○予算委員会・決算委員会での審議	**成果**	○財政運営が適正に行われていたかどうか、毎年の予算委員会・決算委員会において審議しています。	A	○継続して実施していきます。
第4項（調査研究、政策立案、審議能力の向上）	○委員会研修の実施・個人研修への参加	**成果**	○委員会研修の実施や個人研修への参加を通じて、町内外の情報収集に努め、政策立案を行ってきました。	A	○個人研修を積極的に活用していきます。
第4章　執行機関の役割と責務等（第11条～第15条）					
第11条（町長の責務）					
第1項（まちづくりの基本理念を実現するよう、公正で透明で開かれた町政運営）	○当初予算の編成における所信表明	**成果**	○開かれた町政運営の実現に向け、当初予算の編成にあたり、所信表明をのなかで町長の考え方や今後の方針について示しました。	A	○今後も継続してタウンミーティングを実施し、町政に関する説明を行っていきます。
第2項（町政運営の目標、方針を明示し結果を公表）	○施政方針及び決算報告の広報掲載 ○予算・決算報告・財務状況・中長期財政計画・財務書類の公表	**成果**	○町政運営の公正性、透明性を担保するため、「広報かんまき」を通じて町政運営に関する情報や財政状況について共有を図ることができました。	A	○町政運営における目標、方針の明示、結果について、今後も引き続き広報・町ホームページ等で継続していきます。 ○引き続き健全な財政運営に努めるとともに、財政状況の公表についても継続して実施していきます。
		課題	○今後も中長期財政計画をできるだけ多くのかたに見ていただけるよう、工夫が必要です。		
第12条（職員採用等）					
第1項（公募を原則とし応募状況、採用結果を公表）	○職員採用に関する応募状況及び採用結果の公表 ○原則公募による職員の採用 ○職員採用専用ページの開設	**成果**	○よりよい行政サービスの提供のため、臨時職員を含む職員の採用については公募で実施するとともに、その透明性を確保するため、採用情報も概ね公表しています。 ○町ホームページにおいて職員採用の専用ページを設け、よりわかりやすい情報公開に努めました。	A	○今後も引き続き、職員採用に関する情報発信の充実を図っていきます。
第2項（職員の養成）	○上牧町または広域が主体となる各種研修の実施 ○奈良県市町村職員研修センター主催の各種研修への参加	**成果**	○庁内研修の実施、また各種研修への参加により、職員としての資質と能力の向上に努めました。	A	○職員においては、今後も積極的に研修に参加し、能力の向上に努めるとともに、研修の実施にあたっては、内容を見直しながら適切な人材育成を図っていきます。

上牧町まちづくり基本条例　取組状況評価一覧

[達成度] **A**「概ね達成している」
B「取り組んではいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	平成30年度の取組内容［DO］	平成30年度の取組評価[CHECK]			今後の方針[ACTION]
（項目）条・項・号　主な内容	主な取組・事務等		取組の成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第13条（執行機関の責務）					
第1項（執行機関の責務）	○各課における誠実かつ迅速な職務の執行 ○人事評価制度の実施 ○「生活保護相談業務」のマニュアルの校正 ○議会の運営 ○例月出納検査の実施 ○平成29年度の決算調製、監査委員による審査、町議会の認定 ○上牧町教育会議の開催	**成果**	○日常業務において、公正で誠実かつ迅速な職務の遂行に努めました。 ○執行機関の責務として、人事評価制度の実施により、公正で誠実かつ迅速に職務を執行できる人材育成に努めるとともに、制度の理解を深めるため研修を行っています。 ○公正で誠実な職務の執行のため、法改正などに伴うマニュアルの内容を校正しました。	A	○今後も引き続き、人材育成を含む全ての事務事業において、公正で誠実かつ迅速に職務を遂行し、執行機関の責務を果たしていきます。 ○人事評価制度の理解・定着のため、引き続き職員への研修を行っていきます。 ○令和３年度を目途に教育委員会会議を公開し、議事録の公表もできるように見直していきます。
		課題	○教育委員会会議については、議事録の公表、定例会の公開には至っていません。		
第2項（町民の参画機会の保障）	○上牧町総合計画検証委員会の設置 ○結婚支援事業（マリッジサポーターの登録・育成）の実施 ○上牧町学校・地域パートナーシップ事業の実施	**成果**	○最上位計画である総合計画の進行管理において、PDCAサイクルの機能を確保することができました。 ○マリッジサポーターの育成では、フォローアップ研修や養成講座の受講によりスキルの向上に努めています。また新たに6名のサポーターが誕生しました。	A	○今後も、総合計画をはじめとする町が立案する計画等の検討、策定、検証の際は条例等の制定により参画機会を保障するとともに、様々な取組のなかで参画機会を確保していきます。
		課題	○総合計画の検証による町民参画機会については、前期計画最終年度で町民の意見を求めることを想定していますが、具体的にどのように意見を求め、反映していくのか検討する必要があります。		
第14条（町職員の責務）					
第1項（町職員の職務専念）	○全ての行政事務における職務専念	**成果**	○町職員として、常に町民全体の奉仕者であることを自覚し、町民の利益のため、公正で誠実かつ効果的な職務の実施を心がけました。	A	○今後も引き続き、全体の奉仕者であることを自覚し、公正で誠実かつ効果的な職務に専念するとともに、必要な知識・技能の習得に努めていきます。
第2項（職務に必要な知識技能の向上）	○各種研修の実施・参加 ○先進事例の市町村への行政視察及び研究事項についての研修	**成果**	○各課において効果的な職務につなげるために必要な研修に参加し、職務に必要な知識、技能の向上を図りました。また、予算執行、人事評価、結婚支援、まほろばあいサポート研修などの実施を通じて、公正で誠実かつ効果的な職務の執行を図りました。 ○行政視察を通じて、他市町村と関係性を築き、必要な情報の取得や研究に役立てることができました。	A	○研修については、今後も積極的な参加に努めるとともに、全ての職員が必要な研修に参加できるよう、事務分担の調整、研修内容の情報共有を図っていきます。 ○よりよいまちづくりのため、先進事例の視察、研究を引き続き行っていきます。
第15条（法令の遵守等）					
第1項（法令遵守）	○全ての行政事務における法令の遵守	**成果**	○条例の改正等を含め、全ての事務において、法令等に対応し遵守に努めました。	A	○今後も引き続き、全ての事務において法令の遵守に努めていきます。
第2項（必要な措置を別途定める）	○各種研修の実施 ○セキュリティ基盤の強化	**成果**	○各種研修等への参加、また実施により法令遵守の意識啓発につながったと考えます。 ○内部監査の実施によりセキュリティ基盤を強化できたと考えます。	C	○今後も引き続き、内部監査によるセキュリティ基盤の強化に努めます。 ○公益通報制度の整備については、事例を研究し、町の実情に沿った制度の導入について検討を進めていきます。
		課題	○公益通報制度を定めるところまでは至っておりません。		
第5章　町政運営（第16条～第26条）					
第16条（組織の編成）					
第1項 （最小の経費で最大の効果をあげる組織づくり）	○行政組織の改編（機構改革）の実施	**成果**	○子育て支援の一元化による利便性向上を図るため、住民福祉部に「こども支援課」を新設しました。また、都市環境部において、環境課と住宅土地管理課を統合し、「生活環境課」とするとともに、「まちづくり推進課」を「まちづくり創生課」に名称を変更し、住民サービスの向上を図りました。	A	○地域の情勢や住民ニーズに沿って、必要に応じて組織の編成に取り組んでいきます。
第2項 （職員の適切な任用及び効果的な人員配置）	○専門職職員の採用	**成果**	○専門職を任用することで、適材適所に配置することで、事務の効率化を図ることができました。 ○子育て世代包括支援センターを令和2年度に設置するための準備として助産師、保健師の職員募集に係る調整を行いました。	A	○今後も引き続き、適材適所の観点から必要な専門職を任用していきます。
		課題	○土木・技術専門職が不足しており、職員募集はしたものの、採用まで至りませんでした。		
第3項 （縦割り行政の弊害をなくすための相互連携）	○部長会、担当課主催の会議等の開催	**成果**	○毎月の部長会をはじめ、各課題に対する担当課主催の会議（子ども、子育て、教育、防災、空き家、債務管理、公共施設、地方創生関連など）を開催し、課題解決に向けた協議、検討を行いました。	A	○社会情勢の変化や住民ニーズに柔軟に対応するため、部局間における相互の連携をより一層深めていけるように日頃の業務のなかでも課題の共有を図るよう努めていきます。

上牧町まちづくり基本条例　取組状況評価一覧

[達成度] **A**「概ね達成している」
B「取り組んではいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	平成30年度の取組内容［DO］	平成30年度の取組評価[CHECK]			今後の方針[ACTION]
（項目）条・項・号　主な内容	主な取組・事務等		取組の成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第17条（危機管理）					
第1項（危機管理体制の確立）	○総合防災訓練の実施 ○業務継続計画の策定 ○町内住宅の耐震化 ○地域防災計画の見直し ○ペガサスホールボランティアスタッフ講習会の実施 ○学校における各種危機管理マニュアルの作成	**成果**	○総合防災訓練の実施を通じて、参加者の自助・共助の理解を深めることができました。 ○ペガサスホールの機材の取付、取外し、操作等によって起こりうる舞台上の危険に関して、講習会の実施により、未然に防ぐ知識を共有することができました。	A	○今後も引き続き、防災訓練の充実、定期的な講習の実施、災害に関する危機管理マニュアルの公表などを通じて、危機管理体制の強化を図っていきます。
第2項（自主防災組織の向上のための町民活動支援）	○自主防災機能の向上 ○上牧町自治連合会運営事業補助金事業の実施	**成果**	○防災士資格取得支援事業の実施により、新たに11名の防災士が登録されました。（平成30年度末時点：計111名） ○上牧町自治連合会運営事業補助金の交付を通じて、町内自治会が協力して行う防犯活動を支援しました。	A	○今後も引き続き、地域活動や自主防災活動を通じて、地域防災力の向上を図っていきます。
第18条（総合計画等の策定）					
第1項（総合計画及び都市計画マスタープラン等の策定）	○上牧町第5次総合計画に基づく町政運営	**成果**	○上牧町総合計画検証委員会による検証を実施し、実施計画である中長期財政計画に反映させ、総合計画に基づく計画的な町政運営を推進することができました。	A	○今後も総合計画に基づく計画的な町政運営を推進していきます。
第2項（総合計画及び都市計画マスタープラン等の策定に町民参画）	○上牧町第5次総合計画の進行管理	**成果**	○総合計画の進行管理にあたり、平成30年度の取組内容について評価、検証を実施し、その内容について公表することで町民と共有することができました。	C	○今後、総合計画の見直し、評価にあたり、パブリックコメント等の実施による町民参画機会の確保について検討していきます。
		課題	○総合計画の評価、見直しについては、幅広く町民の参画を得て行わなければなりませんが、実施できていません。 ○上牧町総合計画検証委員会による総合計画の評価、見直しについて公表していますが、そこの町民参画の機会をどのように確保するかが課題であると考えます。		
第19条（説明責任）	○各課の事務における住民への説明 ○財政状況、健全化判断比率、財務書類、中長期財政計画等の説明 ○上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略における検証結果の公表 ○上牧町第5次総合計画における検証結果の公表 ○上牧町まちづくり基本条例における検証結果の公表	**成果**	○各課において、窓口のほか、広報かんまきやホームページを活用して丁寧な説明を努めました。 ○財政状況等の内容については、広報やホームページでわかりやすく説明しました。 ○総合戦略に位置づけた取り組みにおける平成29年度の取組状況について、昨年度に引き続き検証を実施し、その結果をホームページで公表しました。様式変更や提言書の受領など、内容の充実を図りました。 ○まちづくり基本条例施行後5年間の取組状況や成果、条例の見直しの必要性などについて検証委員会を設置し、5回にわたる会議のなかで検証していただき、その結果をホームページ上で公表しました。 ○総合計画については策定後初となる検証を実施し、その内容についてホームページ上で公表しました。	A	○今後も引き続き、丁寧かつ漏れのない説明に努めていきます。 ○総合戦略については、今後もわかりやすい公表に努めていきます。 ○上牧町まちづくり基本条例については、理念が浸透し、協働のまちづくりが浸透されるよう、検証や毎年の取組状況の公表において改善を図っていきます。 ○総合計画については、検証結果のとりまとめ、中長期財政計画との連携のサイクルを確立し、定期に公表できるよう努めていきます。
		課題	○総合計画と中長期財政計画との連携や整合性の確保、とりまとめに苦労し、公表時期が想定より遅れました。		
第20条（応答責任）					
第1項（応答責任）	○自治会要望の記録及び回答 ○町民プールの休日の変更	**成果**	○自治会要望については、職員による迅速な対応や予算への反映なども含め、可能な限り対応しています。 ○町民プールについては、町民ニーズに対応するため、小中学校の夏休み期間中は休業せずに運営しました。	B	○今後も、自治会や町民からの要望には、可能な限り対応していくとともに、公表についても検討していきます。
		課題	○定期的な公表にまでは至っておりません。 ○プールの無休営業については、濾過機等のメンテナンスが従来どおりの対応では困難になるため、今後検討が必要です。		
第2項（条例の制定）	―	課題	○職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定や公益通報制度の導入等は実施には至っておりません。	C	○定期的な公表に向けての条例の制定、制度の導入には、今後慎重に検討していきます。

上牧町まちづくり基本条例　取組状況評価一覧

[達成度] **A**「概ね達成している」
B「取り組んではいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	平成30年度の取組内容［DO］	平成30年度の取組評価[CHECK]			今後の方針[ACTION]
（項目）条・項・号　主な内容	主な取組・事務等	取組の成果・課題		達成度	取組方針・改善策等
第21条（財政運営及び制度の整備）					
第1項 （総合計画実施のため中期及び長期財政計画を定め健全な財政運営）	○中長期財政計画の見直し ○ペガサスホールにおける中長期修繕計画の見直し ○施設の統廃合に関する検討	**成果**	○中長期財政計画、ペガサスホールの中長期修繕計画を見直し、健全な財政運営を図ることができたと考えます。 ○固定資産台帳の整備とともに財務書類も作成しました。	A	○中長期財政計画については、今後も引き続き、総合計画と連携し、見直しにおいてはPDCAサイクルを機能させ、財源を効率的かつ効果的に充てられるよう努めます。
		課題	○公共施設の個別施設計画の策定にあたり、整備に係る経費によって財政状況は厳しさを増すと考えます。		
第2項（財政計画の住民公表）	○中長期財政計画の公表	**成果**	○財政計画については、上牧町第5次総合計画前期実施計画を網羅した中長期財政計画を見直し、町ホームページで公表しました。	A	○今後も引き続きPDCAサイクルを活用した予算編成に努め、わかりやすく公表していきます。
第22条（予算編成、執行及び決算）					
第1項 （予算編成の過程も含め予算について公表）	○町ホームページ等による当初予算概要の公表	**成果**	○予算について、町の主な施策を町民が具体的に把握できるよう、わかりやすい公表に努めました。	A	○今後もPDCAサイクルを活用した予算編成に努めるとともに、町民にとって分かりやすく当初予算概要を公表していきます。
第2項 （予算の執行計画を策定し公表）	○町ホームページによる予算執行状況の公表	**成果**	○町の事業の予定及び進捗状況が明らかになるよう、予算の執行計画を策定し、住民に分かりやすい公表に努めました。	A	○今後もPDCAサイクルを活用した予算編成に努めるとともに、町民にとって分かりやすく予算執行状況を公表していきます。
第3項（決算内容の公表）	○広報かんまき及び町ホームページによる決算成果に関する報告書の公表	**成果**	○町民が決算内容を把握し、理解できるようわかりやすい公表に努めました。	A	○今後もPDCAサイクルを活用した予算編成に努めるとともに、町民にとって分かりやすく決算内容を公表していきます。
第23条（財産管理）	○財務書類（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）及び固定資産台帳の整備 ○アセットマネジメント計画・経営戦略の策定 ○下水道ストックメネジメント基本計画の策定	**成果**	○財務書類の作成にあたり、固定資産台帳の更新について説明会を行い、町の保有する財産の計画的な管理及び効率的な運用に努めることができたと考えます。 ○水道事業における適切な資産管理、健全経営を図るため、事業計画を策定しました。 ○今後の点検・調査計画を策定し、汚水管渠施設の老朽化対策を図りました。	A	○引き続き、財産の計画的な管理及び効率的な運用に努めていきます。
		課題	○今後、公共施設等総合管理計画をもとに個別施設計画を策定しなければなりません。		
第24条（財政状況の公表）	○施政方針及び決算報告の広報掲載 ○財政状況の公表	**成果**	○財政状況について、条例の定めに基づき、毎年6月、12月に公表しました。また、公表にあたっては、健全化判断比率等の指標にあわせて、町民に分かりやすく示すよう努めました。 ○町政運営の公正性、透明性を担保するため、「広報かんまき」5月号において、主な事業と予算を中心とした施政方針について町民にお示しいたしました。また、同じく「広報かんまき」11月号において決算報告を行い、そのなかで財政指標などの財政状況に加え、具体的な所見を付して公表しました。 ○「広報かんまき」1月号において、新年の挨拶のなかで目標についてもお示しいたしました。	A	○財政状況をはじめ、町政運営における目標や方針の明示、結果の公表については、今後も引き続きわかりやすく丁寧な公表に努めていきます。
第25条（行政評価）	○上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略、上牧町まちづくり基本条例、上牧町第5次総合計画における検証結果の公表 ○中長期財政計画の見直し	**成果**	○各種検証の実施及び結果の公表を通じて、効果的かつ効率的な行政サービスと行政運営の透明性の向上を図りました。 ○総合計画のPDCAサイクルを活用した見直しを行い、町政運営の改善に努めました。	A	○今後も引き続き、行政評価を実施していくとともに、その評価に基づき、町政運営の改善を図っていきます。
		課題	○客観的行政評価を実施するだけではなく、その評価に基づいて改善に努める必要があります。		
第26条（個別外部監査）					
第1項 （必要に応じ外部機関等に監査を実施させることができる）	―		**平成30年度における個別監査請求はありませんでした。**		今後必要に応じて実施及び対応について検討していきます。
第2項 （外部機関等による監査の実施の請求）	―				
第3項 （請求時の外部監査の実施等）	―				

上牧町まちづくり基本条例　取組状況評価一覧

[達成度] **A**「概ね達成している」
B「取り組んではいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	平成30年度の取組内容［DO］	平成30年度の取組評価[CHECK]			今後の方針[ACTION]
（項目）条・項・号　主な内容	主な取組・事務等		取組の成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第6章　情報の共有等（第27条～第31条）					
第27条（情報の公開及び提供）					
第1項 （情報公開による町民の知る権利を保障）	○上牧町情報公開条例に基づく情報公開 ○議会に関する情報の開示	**成果**	○各行政事務において、情報を公開し、町民の知る権利を保障するとともに、町政に関する情報を速やかに公表することができました。	A	○町が保有する情報については、今後も町民と適切に共有していきます。
第2項 （町政に関する情報提供）	○課税業務における公開可能な情報の台帳化 ○納税者に関わる事項についての情報提供 ○公文書開示請求等による適切な情報の公開 ○介護支援専門員による認定情報の請求 ○上牧町議会の役割及び構成についての説明 ○上牧町障害者就労施設とうからの物品等の調達推進方針及び実績の公表 ○保育所や学童保育についての募集案内、児童手当等の手続きの案内、マリッジサポーターの活動等の情報提供 ○マイナンバーのコンビニ交付及び休日交付に関する周知	**成果**	○町民のまちづくりへの参画・協働を推進するため、「広報かんまき」や町ホームページ、窓口等において、町政に関する情報提供に努めました。 ○教科書採択に関する情報開示など、適切な情報開示に努めました。	A	○今後も住民サービスの向上と町民との協働によるよりよいまちづくりを目指すため、町政に関する情報提供に努めていきます。
第28条（情報共有の推進）	○会議等の傍聴 ○「広報かんまき」、町ホームページ等による町政情報の発信	**成果**	○町からの積極的な情報発信を心がけ、協働のまちづくりに必要な情報共有を図りました。 ○計画等の策定における議論の内容やいただいた意見の取扱いについては、審議会は議事録、パブリックコメントは回答書にてそれぞれ町ホームページ上で公表し、情報共有を図っています。	A	○町民との協働によるまちづくりを推進するため、今後も引き続き、多くの町民との情報共有に努めるとともに、情報発信のさらなる充実、改善に努めていきます。
第29条（情報の収集及び管理）					
第1項 （町政運営に必要な情報の収集）	○インターネットを活用した事例等の情報収集 ○県及び市町村との連携による情報収集 ○各種研修への参加による意見交換等での情報収集 ○避難行動要支援者の情報収集 ○児童・生徒の学力の情報収集 ○滞納者等の財産調査 ○耐震及び改修補助事業に係る他自治体からの情報収集 ○近隣市町村との事務担当者会議の開催 ○文化教室参加者へのアンケート調査の実施	**成果**	○各行政事務において、必要な情報の収集に努めています。	A	○今後も、よりよいまちづくりの推進に向けて情報の収集に取り組むとともに、行政サービスの提供に係る財源の確保など、官民問わずより広い視野で情報収集できるよう努めていきます。
第2項 （情報の適正な管理及び保存）	○情報セキュリティポリシーに基づく情報の管理 ○上牧町役場文書管理規程に基づく文書管理 ○避難行動要支援者情報の管理	**成果**	○情報セキュリティポリシーに基づく情報の管理、保存に努めました。 ○上牧町役場文書管理規程に基づく適切な文書の管理、保存に努めました。	A	○今後も引き続き、文書、情報の適切な管理、保存に努めていきます。
第30条（個人情報の保護）	○全ての行政事務における上牧町個人情報保護条例の遵守 ○セキュリティワイヤーによる情報盗難防止 ○施錠できるロッカーでの個人情報の管理 ○情報セキュリティポリシーに基づく内部監査の実施	**成果**	○上牧町個人情報保護条例を遵守し、個人情報の取扱いには日頃から細心の注意を払い、適切に取り扱っています。 ○環境面の整備も進められてきていますが、個人情報の管理について職員間で声を掛け合うなど、意識の向上にもつながっています。	A	○今後も引き続き、個人情報の保護、適切な取扱いを徹底していきます。
第31条（選挙公報等）					
第1項 （町長及び町議会議員の立候補者は選挙にあたり公約を示す）	ー		**平成30年度において選挙公報の発行等該当する取り組みはありません。**		○今後も町長選挙及び町議会議員選挙に際しては、選挙公報を発行し、立候補者が掲げる公約など、町政に関する考えについて、町民が把握できるよう努めていきます。
第2項 （選挙公報の発行）	ー				
第3項 （選挙公報の発行に関する事項は別途定める）	ー				

上牧町まちづくり基本条例　取組状況評価一覧

[達成度] **A**「概ね達成している」
B「取り組んではいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	平成30年度の取組内容［DO］	平成30年度の取組評価[CHECK]			今後の方針[ACTION]
（項目）条･項･号　主な内容	主な取組･事務等		取組の成果･課題	達成度	取組方針･改善策等
第7章　参画と協働(第32条～第35条)					
第32条（まちづくり参画における町の責務）	○上牧町協働のまちづくり公募型補助金事業の実施 ○上牧町まちづくり人財バンク制度の実施 ○町民主体で実施されるペガサスホールイベントの支援 ○結婚支援事業（マリッジサポーターの募集）	**成果**	○補助金交付により、町民が自主的に取り組むまちづくり参画活動を支援することができました。 ○町民の参画により、地域の課題である結婚支援や町の活性化について町民と協働して取り組むことができました。	A	○今後も引き続き、町民との協働によるまちづくりを推進するため、町民が自主的かつ主体的に取り組むまちづくりに参画する諸活動に対して支援を行っていきます。
第33条(審議会等)					
第1項 （審議会委員等に原則町民からの公募）	○子ども子育て委員の公募 ○上牧町協働のまちづくり公募型補助金審査判定委員会委員の公募	**成果**	○子ども子育て会議において、1名の町民（保護者）を委員に委嘱いたしました。 ○上牧町協働のまちづくり公募型補助金審査判定委員会委員の公募を行いました。	B	○協働のまちづくりを推進するため、今後も公募町民の任用、また委員の欠員状態の解消に努めていきます。
		課題	○上牧町協働のまちづくり公募型補助金審査判定委員会委員については応募がなく、欠員となりました。		
第2項 （審議会等の会議及び議事録の公開）	○各種計画等の策定に係る審議会、協議会等の議事録の公開	**成果**	○会議の公開については、条例に基づき、適切に公開できています。	B	○会議の公開については、今後も継続していきます。 ○公開されている会議の議事録の公表については、全てにおいて可能な限り速やかに公表できるよう改善に努めていきます。
		課題	○審議会･協議会等の議事録の公表については、一部できていないものもあります。		
第3項 （審議会等の会議の開催日時及び場所等の周知）	○各種計画等の策定に係る審議会、協議会等の開催周知	**成果**	○審議会等の会議の開催については、条例に基づき、町ホームページ等により概ね周知できています。	B	○会議の開催の周知については、今後徹底するとともに、適切な時期の周知を心がけ、傍聴していただきやすくしていきます。
		課題	○一部の会議において、事前周知ができていないものがあります。 ○どの会議についても、全体的に傍聴者が少ない傾向にあります。		
第34条（住民投票）					
第1項	－		**平成30年度においては、住民投票の請求がありませんでした。**		○住民投票に関する条例等の設置については、現時点では個別設置型で対応することを想定しており、請求があった場合に適宜対応していくこととしております。
第2項	－				
第3項	－				
第4項	－				
第35条（まちづくり協議会）					
第1項	－		**平成30年度におけるまちづくり協議会の設立はありません。**		○まちづくり協議会の設立に向けて前進できるよう、調査･研究、町職員の意識啓発等の取り組みを重ねていきます。
第2項	－				
第3項	○まちづくり協議会先進地ヒアリング	**成果**	○まちづくり協議会の設立に向けた具体的な支援策等についての調査･研究のため生駒市を訪問しました。今後の検討において参考になる助言をいただくことができました。	B	
		課題	○「まちづくり協議会」の設立については、あくまで主体となる町民の意思が尊重されるものとなりますが、住民意識の醸成を待つのではなく町職員全員がこの問題について認識し、担い手となる町民とともに一体となって取り組む必要があります。また一方で有識者をコーディネーターとして招聘し、住民への講習や準備会の立ち上げて取り組むとなると、相当な拘束時間と業務量が予想されるため、時間や人員の確保など進め方については検討する時間が必要です。	B	
第4項	－		**平成30年度におけるまちづくり協議会の設立はありません。**		
第5項	－				

上牧町まちづくり基本条例　取組状況評価一覧

[達成度] **A**「概ね達成している」
B「取り組んではいるが、改善の余地がある」
C「できていない」

条文[PLAN]	平成30年度の取組内容［DO］	平成30年度の取組評価[CHECK]			今後の方針[ACTION]
（項目）条・項・号　主な内容	主な取組・事務等		取組の成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第8章　広域連携等（第36条）					
第36条（広域連携）	○すむ・奈良・ほっかつ！～移住プロジェクト～ ○奈良県立大学との包括連携協定に関する取り組み ○南都銀行との包括連携協定の締結 ○7市町村による奈良県市町村税納税コールセンターの運営 ○西和7町障害者等支援協議会の運営 ○システム調達の共同化 ○災害時における連携協定 ○静香苑環境施設組合の運営 ○葛城地区清掃事務組合の運営 ○山辺・県北西部広域環境衛生組合の運営 ○上牧町地域農業再生協議会の開催 ○西和地区水道事業職員連絡協議会への参加 ○郡地教委連絡協議会及び郡内の部長・課長・事務担当間の連絡調整 ○通級指導教室（ペガサス教室）の開催 ○病児・病後児保育事業 ○奈良県・北葛城郡町村、王寺周辺広域市町村圏議会議長会への参加 ○横断検索ネットワークによる図書資料の取り寄せ及び貸出 ○西和7町による「西和メディケアフォーラム」の運営 ○健康課題を保健所と共有し、事業計画・評価について協働・連携する事業の実施	**成果**	○地域課題の解決に向けて、行政間及び教育機関、民間事業者等との広域連携や相互協力により、様々な分野において連携を図っています。	A	○少子高齢化が進行するなか、ひとつの自治体だけで全ての課題を解決できる時代ではなくなっています。各分野における課題解決のほか、財政運営においてもより効率化していけるよう、今後も広域連携、事業の共同化、組合の設立等を推進していきます。
第9章　条例の見直し等（第37条～第39条）					
第37条（取り組み状況の評価）	○上牧町まちづくり基本条例における取組の成果及び評価の公表	**成果**	○未実施も含めた取り組み状況及び今後の方針を公表することにより、協働のまちづくりの進行状況について共有することができたと考えています。	B	○今後も、取組状況に関する評価を公表し、町民との共有することにより、行政運営の改善と協働のまちづくりの推進を図るとともに、より的確でわかりやすい評価、公表を目指していきます。
		課題	○改善の余地がある取り組みもあるため、各事務担当課において、より一層理念の浸透が必要です。 ○各課での取組状況や自己評価に差があり、評価のとりまとめが非常に難しい状況で、改善の余地があります。		
第38条（条例の見直し）					
第1項	○上牧町まちづくり検証委員会の実施	**成果**	○計5回にわたる会議を開催し、施行後5年間の取組状況や成果、条例見直しの必要性などについて検証を行いました。	B	○この条例の理念が浸透し、5年後の検証委員会では高い評価を得られるよう努めていきます。
		課題	○施行後初の検証であったため、事務局として試行錯誤の面が多く、検証の円滑な進行や自己評価のとりまとめに課題を感じました。		
第2項	○上牧町まちづくり検証委員会の設置	**成果**	○策定当時のメンバーを中心に構成した検証委員会を設置しました。	A	○次回も検証委員会を設置して条例の見直しが必要か検討を行っていきます。
第39条（条例の改正）	**－**		**検証委員会において検討しましたが、条例の改正はありませんでした。**		○次回の検証委員会において、改めて運用状況を検証し、条例の見直しの必要性等について検討していきます。